

民主党マニフェスト（雇用対策関係 抜粋）

月額10万円の手当つき職業訓練制度により、求職者を支援する

雇用保険を全ての労働者に適用する

製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る

最低賃金を引き上げる

ワークライフバランスと均等待遇を実現する

【政策目的】

- ・雇用保険と生活保護の間に「第2のセーフティネット」を創設する。
- ・期間中に手当を支給することで、職業訓練を受けやすくする。

【具体策】

- ・失業給付の切れた人、雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人を対象に、職業能力訓練を受けた日数に応じて「能力開発手当」を支給する。

【政策目的】

- ・セーフティネットを強化して、国民の安心感を高める。
- ・雇用保険の財政基盤を強化するとともに、雇用形態の多様化に対応する。

【具体策】

- ・全ての労働者を雇用保険の被保険者とする。
- ・雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1/4に戻す。
- ・失業後1年の間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする。

【政策目的】

- ・雇用にかかわる行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図る。
- ・日本の労働力の質を高め、技術や技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。

【具体策】

- ・原則として製造現場への派遣を禁止する(新たな専門職制度を設ける)。
- ・専門業務以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る。
- ・2か月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止とする。
- ・派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する。
- ・期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設する。

【政策目的】

- ・まじめに働いている人が生計を立てられるようにし、ワーキングプアからの脱却を支援する。

【具体策】

- ・貧困の実態調査を行い、対策を講じる。
- ・最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とする。
- ・全ての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(800円を想定)する。
- ・景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1000円を目指す。
- ・中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する。

【政策目的】

- ・全ての労働者が1人ひとりの意識やニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできる「ワークライフバランス」の実現を目指す。

【具体策】

- ・性別、正規・非正規にかかわらず、同じ職場で同じ仕事をしている人は同じ賃金を得られる均等待遇を実現する。
- ・過労死や過労自殺などを防ぎ、労働災害をなくす取り組みを強化する。